

(十六) 沖縄県立 宮古高等学校PTA会則

第一章 名称及び会員

- 第 1 条 本会は「沖縄県立宮古高等学校 PTA」と称し、事務所を宮古高等学校内に置く。
第 2 条 本会の会員は本校生徒の保護者及び本校職員とする。

第二章 目的および事業

- 第 3 条 本会は本校教育の振興をめざし、父母と教師が共に研鑽し、協力することを目的とする。
第 4 条 本会は下記の事業を行う。
(1) 学校の教育環境の整備、施設・設備充実のための協力
(2) 父母と教師のための研修
(3) 生徒および会員の福祉・厚生に関すること
(4) 学校行事への協力
(5) 教師の研究活動援助
(6) 功労者の表彰
(7) その他、本校教育振興のための諸事業

第三章 役員等

- 第 5 条 本会に次の役員を置く
- | | | |
|-------------|-------|----------|
| (1) 会 長 | 1 名 | (P) |
| (2) 副 会 長 | 4 名 | (P) |
| (3) 顧 問 | 1 名 | (学校長) |
| (4) 会計監査員 | 3 名 | |
| (5) 常 任 委 員 | 若 干 名 | |
| (6) 幹 事 | 2 名 | (教頭、事務長) |
| (7) 専 門 部 長 | 8 名 | |
- 第 6 条 役員任期は1ヶ年とする。ただし再任を妨げない。
(1) 補欠役員任期は前任者の残任期間とする。
(2) 役員任期が満了した場合は、後任者が就任するまではその職務を行うものとする。
- 第 7 条 役員等の選出は次のとおりとする。
(1) 会長、副会長及び監査委員は常任委員会が推薦し、総会において承認する。
(2) 顧問は学校長とする。
(3) 常任委員は各学級で選出された若干名の保護者と学校の校務分掌の主任及び学年主任とする。
(4) 幹事は教頭及び事務長とする。
(5) 専門部は常任委員で構成し、その部長は委員の互選による。
- 第 8 条 役員等の任務は次のとおりとする。
(1) 会長は本会を代表し、会務を統括し諸会議を招集し議長となる。
(2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その代理をする。
(3) 専門部長は専門部活動を推進する。
(4) 会計監査員は本会の会計を監査し、総会及び常任委員会において、その報告をする。
(5) 顧問は会務全般について相談をうけ、また自ら意見を述べるができる。
(6) 常任委員は常任委員会を構成し、別に定める事項を審議する。
(7) 幹事は会運営についての事務を司る。
- 第 9 条 P T A 会長のもとに P T A 事務をおく。
(1) P T A 事務は役員会の承認を経て会長がこれを委嘱する。
(2) P T A 事務は議事を記録し、関係諸帳簿を整理・保管するとともに会計事務にあたる。

第四章 機 関

第10条 本会に次の機関を置く。

- (1) 総 会
- (2) 常 任 委 員 会
- (3) 役 員 会
- (4) 専 門 部

第11条 総会及び常任委員会は毎年1回、学年始めに開催する。ただし、会長が必要と認めるときは臨時に開催する事ができる。

- (1) 総会及び常任委員会は出席者をもって成立する。

第12条 総会の付議事項は次の通りとし、出席者の過半数の賛成により成立する。

- (1) 会則の制定及び改廃
 - (2) 会長、副会長、会計監査員の承認
 - (3) 一般会計、特別会計の予算及び決算の承認
 - (4) その他、本会の目的達成に必要な関連事項
- ただし、緊急を要する場合は常任委員会をもって総会に代えることができる

第13条 常任委員会の付議事項は次の通りとする。

- (1) 総会に付議する事項
 - (2) 役員推薦
 - (3) 予算及び決算の審議
 - (4) その他、緊急を要する事項の審議決定
 - (5) 功労者表彰の承認
- (修正 (2)、(5) : 平成 26 年 3 月)

第14条 役 員 会

- (1) 役員会は会長、副会長、専門部長、顧問、幹事で構成する。
 - (2) 役員会は会長が臨時に招集する。
 - (3) 役員会は予算を補正し、常任委員会への付議事項を審議する
 - (4) P T A事務の承認
- (追加 (4) : 平成 26 年 3 月)

第15条 専門部は次の活動を行う。

- (1) 総 務 部 会の活動計画、環境整備活動計画、予算の編成等。
- (2) 進路指導部 生徒の進路に関する諸活動を行う。
- (3) 生活指導部 校外における生活指導に関する活動等
- (4) 広 報 部 PTA だよりの発行、その他広報に関すること。
- (5) 母 親 部 子供達の学校生活をサポートし、併せて保護者相互の学習活動を行う。
- (6) 学 年 部 各学年の活動を行う

(修正(1)、(3)、(5) : 平成 26 年 3 月)

第五章 会 計

第16条 本会の経費は会費、入会金、その他の収入をもってあてる。

第17条 本会の会費は総会において決定し、会費は毎月、所定の会費を納入しなければならない。

第18条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第19条 本会の会計は毎年、諸決算後に会計監査の監査を受けなければならない。

第六章 帳 簿

第20条 本会に次の諸帳簿をおく。

- | | |
|------------------|-----------------|
| (1) 会 則 綴 | (2) 予算・決算書 |
| (3) 金銭出納簿 | (4) 予算差引簿 |
| (5) 諸 憑 簿 | (6) 預金通帳 |
| (7) 会 議 録 | (8) 文 書 綴 |
| (9) 会費徴収簿及び寄付受付簿 | (10) 会員名簿及び役員名簿 |
| (11) 資 産 台 帳 | |

附 則

- 第21条 本会は昭和38年（1963年）4月1日より施行する
2. 昭和60年（1985年）5月24日一部改正（同年4月1日より施行する）
 3. 平成元年5月27日改正（同年4月1日より運用）
 4. 平成2年5月19日改正（同年4月1日より運用）
 5. 平成3年5月18日改正（同年4月1日より運用）
 6. 平成4年4月2日改正（同年4月1日より運用）
 7. 平成16年5月16日改正（同年4月1日より運用）
 8. 平成17年5月15日改正（同年4月1日より運用）
 9. 平成19年5月改正
 10. 平成21年5月17日改正（第5条の（3）特別顧問1名を削除
 11. 平成22年5月16日改正（庶務会計をPTA事務に、総会付議事項に特別会計の、承認を、常任委員会の付議事項に功労者の承認を追加、）
 12. 平成23年5月15日改正（第9条の（1）PTA事務は役員会の承認を経る）（第14条に（4）PTA事務の承認を追加）
 13. 平成25年5月12日改正 第15条の（1）・（3）・（5）の文言を修正